

## 滋賀県新型インフルエンザ対策本部 幹事会 次 第

日時：平成21年5月9日(土)

15:30～

場所：防災対策会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 国内で初の新型インフルエンザ感染者の確認について
- (2) 国の対応について
- (3) 県の対応について
- (4) その他

### 3 閉 会

#### [資料]

- 資料1 アメリカからの帰国便における新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）患者の発生について
- 資料2 厚生労働大臣会見要旨
- 資料3 政府新型インフルエンザ対策本部長（内閣総理大臣）の談話等について
- 資料4 検疫所における感染者確認にともなう県の対応について
- 資料5 新型インフルエンザ発熱相談センターの相談件数および健康観察の状況について（5月8日）
- 資料6 滋賀県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

報道関係者 各位

平成21年5月9日  
新型インフルエンザ対策推進本部  
照会先：メディア班  
(電 話) 03(3595)3040  
内線(8778、8779、8780)

【第四報】

アメリカからの帰国便における新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)  
が疑われる患者の発生について

5月8日(金)16時38分成田着の、NW(ノースウェスト航空)25便(CO6348、DL4351共同運行便)(米国デトロイト→成田)に搭乗していた新型インフルエンザ(新型インフルエンザウイルス、A/H1N1)が疑われる患者3名の検査結果について、国立感染症研究所より検査結果の連絡がございましたので、お知らせいたします。

○ 検査結果 (国立感染症研究所)

A型	(+)
ヒトH1	(+)
ヒトH3	(-)
新型H1	(+)

このことから、当該疑われる患者3名は、新型インフルエンザの患者であることが確定しました。

患者に関する情報、一時的に待機をお願いしている方の情報、今後の対応は、以下のとおりです。

1. 患者に関する情報

(1) 概要

患者A: 患者は大阪府在住の40代の日本人男性。4月24日(金)から5月7日(木)までカナダのオークビルに滞在。6日(水)夜から、発熱(37℃)。風邪薬を服用。5月7日(木)に、カナダのオークビルから米国のデトロイトに移動し、デトロイトを出発。5月8日(金)に成田国際空港に帰国。簡易検査でインフルエンザAが陽性であった。新型インフルエンザの疑い患者の発生として、成田空港検疫所から新型インフルエンザ対策推進本部に連絡あり。

患者B: 患者は大阪府在住の10代の日本人男性。5日(火)夜から、発熱(38℃)。風邪薬を服用。その他については患者Aに同じ。

患者C: 患者は大阪府在住の10代の日本人男性。6日(水)から、咳症状。その他については患者A、Bに同じ。

※ これら3名については、同一の学校行事に参加した者であり、学校名等については報道に際して配慮してほしいとのお願いがあります。

## (2) 疑い患者が搭乗していた飛行機の便名

5月8日 NW(ノースウエスト航空)25便(CO6348、DL4351 共同運行便)

## (3) 患者の状況

患者A:5月8日の検疫時点において、咳、咽頭痛、筋肉痛、関節痛の症状がある。

体温は、38.6℃。

患者B:5月8日の検疫時点において、鼻汁、咳の症状がある。

体温は、36.6℃。

患者C:5月8日の検疫時点において、鼻汁、咳の症状がある。

体温は、37.1℃。

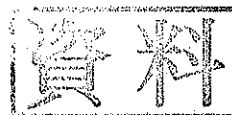
## 2. 一時的に待機をお願いしている方の情報

○ 宿泊施設に一時的に待機をお願いしている方は、以下のとおりです。

合計	49名
乗員	2名
乗客	47名
うち、学校関係者	33名(うち教師5名、生徒28名)
その他	14名

## 3. 今後の対応

- 新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)の患者については、検疫法に基づき、千葉県成田市内の感染症指定医療機関の感染症病床に隔離いたしました。今後、適切な入院医療を提供いたします。
- 宿泊施設に一時的に待機をお願いしている方については、検疫法に基づき、別の宿泊施設に移っていただき、新型インフルエンザに感染していないか確認するため、一定期間(到着時から10日間)停留していただきます。定期的に、医師が健康状況を確認し、発症する方がいた場合、適切に対応いたします。
- 新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)の患者と同じ航空便に搭乗していた方で、停留の対象とならない方については、健康状態質問票に基づき連絡をとり、積極的な健康監視を、直ちに実施することとしております。



3

事務連絡  
平成21年5月9日

各都道府県消防・防災主管部局長 殿

消防庁救急企画室長

政府新型インフルエンザ対策本部長（内閣総理大臣）の談話等について

本日、我が国で新型インフルエンザ感染患者が確認されたことを受け、別添のとおり政府新型インフルエンザ対策本部長（内閣総理大臣）の談話が発表されましたので、参考までに送付いたします。

また、本日10時に開催された水際対策関係省庁幹事会（関係省庁の局長級で構成、官房長官及び厚生労働大臣出席）において、上記談話同様、政府新型インフルエンザ対策本部で決定した「基本的対処方針」に基づき、水際対策等に徹底して取り組むとともに、国内での患者の発生に備えた準備を進めることが確認されましたので、併せて情報提供します。

（連絡先）

総務省消防庁救急企画室 担当者

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7539

[r.kobayashi@soumu.go.jp](mailto:r.kobayashi@soumu.go.jp)

消防庁宿日直者（宿直室）

TEL : 03-5253-7777

FAX : 03-5253-7553

# 新型インフルエンザ対策本部長 (内閣総理大臣) の談話

平成21年5月9日

平成21年5月8日、デトロイトから成田空港に到着した日本人男性3名が新型インフルエンザに感染していることが、本日、確認されました。

本件感染は、我が国で確認されたものですが、空港における検疫の段階で対処したものであり、新型インフルエンザ対策本部で決定した「基本的対処方針」の「国内で患者が発生した場合」には当たりません。

政府は、引き続き、「基本的対処方針」に基づき、水際対策等に徹底して取り組むとともに、併せて、国内での患者の発生に備えた準備を進めていく所存です。

国民の皆様にも、引き続き、国や地方自治体が発する情報をよく聞いていただき、警戒を怠らない一方、冷静な行動をお願いします。

平成 21 年 5 月 9 日  
健康福祉部健康推進課

## 検疫所における感染者確認に伴う県の対応について

### 経過

- 1 5月8日アメリカ合衆国デトロイト経由で帰国された3名について、新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）ウイルスが検出された。
- 2 5月9日朝、同機に搭乗されていた方に対して、検疫法に基づく健康観察者1名の調査依頼が厚生労働省から滋賀県にあった。

### 保健所における健康観察の実施状況

- 10:00 ご本人と連絡がつき、健康状態良好を確認
- 13:00 面談により、健康観察実施  
(5月18日まで外出を控えるよう要請)

### 今後の健康観察

- 1 帰国後10日間の健康観察を実施。
  - 毎日 朝夕2回の体温測定
  - 毎日、保健所から健康状態の聞き取り
- 2 上記にかかわらず、期間中に次の症状が出た場合は、発熱相談センターへ連絡するよう説明
  - 38℃以上の発熱または急性呼吸器症状<sup>(※)</sup>が出た場合

※ 急性呼吸器症状とは、以下の2つ以上の症状を呈した場合

  - ア 鼻水もしくは鼻閉
  - イ 咽頭痛
  - ウ 咳嗽
  - エ 発熱または熱感や悪寒

資料提供

提供年月日: 平成21年(2009年)5月8日  
 部局名: 健康福祉部  
 所属名: 健康推進課  
 担当名: 感染症・難病担当  
 担当者名: 辻・野原  
 内線: 3619・3620  
 電話: 077-528-3619  
 E-mail: ef00@pref.shiga.lg.jp

新型インフルエンザ発熱相談センターの相談件数および健康観察の状況について(5月8日)

1. 内容 4月29日から設置しています「新型インフルエンザ発熱相談センター」の相談件数および4月28日から実施しています「検疫所からの通報に基づく健康観察」の状況は以下のとおりです。

平成21年5月8日 17:15現在

	発熱相談センター相談件数		発熱外来受診者		健康観察(検疫所からの通報数)		疑いの件数	確定の件数
	(4月29日設置) (大津市保健所 内数)	(4月28日設置 要請開始)	(大津市保健 所内数)	(4月28日開始通 知)	(大津市保健所 内数)			
4月28日			0		0	0	0	0
4月29日	10	3	0		0	0	0	0
4月30日	51	8	0		9	5	0	0
5月1日	98	14	0		5	2	0	0
5月2日	40	7	0		23	2	0	0
5月3日	38	9	0		54	12	0	0
5月4日	42	17	0		51	21	0	0
5月5日	36	12	0		27	7	0	0
5月6日	41	11	1	1	94	31	0	0
5月7日	65	8	0		52	17	0	0
5月8日	37	5	1	1	16	2	0	0
累計	458	94	2	2	331	99	0	0

※集計は前日午後5時15分から本日午後5時15分の集計です。  
 ※受診拒否とおぼしき件数は、7日調査時点で5件、本日は0件でした。

資料

5

# 検疫法に基づく帰国者健康観察の実施状況

平成21年5月8日 24:00 現在

情報把握日	県合計			
	検疫所からの依頼	初回健康確認済み	健康観察終了者	
4月28日	0	0	0	4月28日
4月29日	0	0	0	4月29日
4月30日	9	9	0	4月30日
5月1日	5	5	2	5月1日
5月2日	23	23	1	5月2日
5月3日	54	52	1	5月3日
5月4日	51	49	0	5月4日
5月5日	27	26	0	5月5日
5月6日	94	92	0	5月6日
5月7日	52	48	0	5月7日
5月8日	53	39	0	5月8日
累計	368	343	4	

把握率                    93.2

未把握率                6.8

終了率                    1.2



## 滋賀県新型インフルエンザ対策本部設置要綱

【発生時】

(名称)

第1条 この本部は、滋賀県新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 この対策本部は、国内で新型インフルエンザが発生もしくは発生の可能性がある場合、情報の共有化を図り、県民の健康と生命および安全を確保するため、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 新型インフルエンザの防疫対策に関する事項
- (4) 新型インフルエンザの社会機能維持対策に関する事項
- (5) その他、必要な事項

(構成)

第4条 対策本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 対策本部には本部長および副本部長を置く。
- 3 本部長、副本部長および本部員は、別表1右欄に掲げる者をもって充てる。
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括し、指揮監督する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは健康福祉部を担当する副知事はその職務を代行する。健康福祉部を担当する副知事に事故があるときは、農政水産部を担当する副知事はその職務を代行する。

(会議)

第5条 対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は本部長が召集し主宰する。
- 4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

(幹事会)

第6条 対策本部の事務を補助するため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会の議長は防災危機管理局または健康福祉部の構成員の中から本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会は幹事会の議長が招集し、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(地域新型インフルエンザ対策本部)

第7条 本部長は、まん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災監に対し地域新型インフルエンザ対策本部（以下「地域対策本部」という。）の設置を指示する。ただし、直轄地域については、別に定める。

2 地域対策本部の設置に必要な事項は、地域防災監の定めるところによる。

(滋賀県新型インフルエンザ防疫対策本部の設置)

第8条 本部長は、新型インフルエンザの防疫上必要と認める時は、対策本部に滋賀県新型インフルエンザ防疫対策本部（以下「防疫本部」という。）を設置する。

2 防疫本部には防疫本部長および防疫副本部長を置く。

3 防疫本部長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、防疫副本部長は健康福祉部健康危機管理調整会議議長の職にある者をもって充て、防疫本部員は防疫本部長が指示する者をもって充てる。

4 防疫本部長は、まん延防止対策の実施を推進するため、地域対策本部に新型インフルエンザ防疫対策地方本部の設置を指示する。

(事務局)

第9条 対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の庶務は、防災危機管理局および健康福祉部の職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年 6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年12月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱の制定に伴い、「滋賀県インフルエンザ総合対策本部設置要綱」は、平成21年4月1日付けで廃止する。

別表 1 (対策本部：第 4 条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事 (健康福祉部担当) 副知事 (農政水産部担当)
本部員	政策監 防災危機管理監 総務部長 県民文化生活部長 琵琶湖環境部長 健康福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理局長 企業庁長 病院事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表 2 (幹事会：第 6 条関係)

<p>構成員</p>	<p>(知事直轄組織)</p> <p>総務部</p> <p>県民文化生活部 琵琶湖環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>商工観光労働部 農政水産部</p> <p>土木交通部 衛生科学センター 会計管理局 企業庁 病院事業庁 議会事務局 教育委員会事務局</p> <p>警察本部警備部</p>	<p>防災危機管理局長 広報課長 企画調整課長 防災危機管理局副局長 総務課長 人事課長 福利厚生室長 県民生活課長 環境政策課長 循環社会推進課長 自然環境保全課長 健康福祉部次長 健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 薬務室長 生活衛生課長 食の安全推進室長 医療保険課長 子ども・青少年局副局長 商工政策課長 農政課長 畜産課長 監理課長 所長 管理課長 総務課長 経営管理課長 総務課長 教育総務課長 学校教育課長 スポーツ健康課長 警備第二課長</p>
------------	--	--

# 滋賀県新型インフルエンザ対策会議設置要綱

【 平 常 時 】

(名称)

第1条 この会議は、滋賀県新型インフルエンザ対策会議（以下、「対策会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この県対策会議は、新型インフルエンザの発生に備え、関係機関が情報の共有を図り、防疫対策等、県庁組織一体となり取り組む諸対策を円滑に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 新型インフルエンザの防疫対策に関する事項
- (4) 新型インフルエンザの社会機能維持対策に関する事項
- (5) その他、必要な事項

(構成)

第4条 対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、健康福祉部を担当する副知事をもって充てる。
- 4 議長は、対策会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の事務を補助するため、対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会の議長は防災危機管理局または健康福祉部の構成員の中から対策会議の議長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(地域新型インフルエンザ対策会議)

第7条 地域防災監は、対策会議、管轄区域内の関係機関および市町との情報の共有化を図り、発生に備えた諸対策を円滑に推進するため地域新型インフルエンザ対策会議（以下「地域対策会議」という。）を設置する。ただし、直轄地域については別に定める。

- 2 地域対策会議の設置に必要な事項は、地域防災監の定めるところによる。

(事務局)

第8条 対策会議の事務を処理するため、防災危機管理局および健康福祉部に事務局を置く。

(庶務)

第9条 事務局の庶務は、防災危機管理局および健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成17年12月19日から施行する。

付 則

この要領の制定に伴い、「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議設置要領」は、平成17年12月19日付けで廃止する。

付 則

この要領は、平成18年 6月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年10月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年12月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱の制定に伴い、「滋賀県インフルエンザ総合対策会議設置要領」は、平成21年4月1日付けで廃止する。

別表 1 (対策会議：第 4 条関係)

議長	副知事 (健康福祉部担任)
構成員	副知事 (農政水産部担任) 政策監 防災危機管理監 総務部長 県民文化生活部長 琵琶湖環境部長 健康福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長 地域防災監

別表 2 (幹事会 : 第 6 条関係)

<p>構成員</p>	<p>(知事直轄組織)</p> <p>総務部</p> <p>県民文化生活部 琵琶湖環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>商工観光労働部 農政水産部</p> <p>土木交通部 環境・総合事務所 衛生科学センター 会計管理局 企業庁 病院事業庁 議会事務局 教育委員会事務局</p> <p>警察本部警備部</p>	<p>防災危機管理局長 広報課長 企画調整課長 防災危機管理局副局長 総務課長 人事課長 福利厚生室長 県民生活課長 環境政策課長 循環社会推進課長 自然環境保全課長 健康福祉部次長 健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 医務薬務課長 薬務室長 生活衛生課長 食の安全推進室長 医療保険課長 子ども・青少年局副局長 商工政策課長 農政課長 畜産課長 監理課長 副所長 所長 管理課長 総務課長 経営管理課長 総務課長 教育総務課長 学校教育課長 スポーツ健康課長 警備第二課長</p>
------------	---	--